

令和6年度 市県民税の申告について

市県民税の申告とは・・・令和5年1月1日から令和5年12月31日までに生じた所得等を市区町村へ申告することです。
この申告は、市民税・県民税額の算出ならびに、所得証明、納税証明など諸証明書の発行にあたって必要なものとなっています。

申告先・・・・・・・令和6年1月1日現在居住していた市町村に申告することになっています。

申告に必要なもの・・・・◎前年中の所得関係書類
・給与のある人・・・・・・・源泉徴収票（源泉徴収票の無い人は給与支払証明、給与明細書など）
・自営業の人・・・・・・・収入、必要経費などのわかる帳簿書類
・年金収入のある人・・・・・・・源泉徴収票
・その他収入のある人・・・・・・・収入金額と必要経費のわかる書類など
◎前年中の所得控除にかかる領収書、証明書
◎申告の案内ハガキが届いている人は、そのハガキ
◎マイナンバー制度の導入にともなう本人確認書類（①又は②のいずれか）
①マイナンバーカード
②マイナンバー通知カードと運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
※マイナンバー通知カードは氏名・住所等が住民票と一致している場合のみ番号確認書類として使用することができます。
変更箇所のある方は、マイナンバーカードの作成または個人番号の記載がある住民票の写しなどをご準備ください。
扶養している人や事業専従者等の個人番号も申告書に記載する必要がありますので、番号確認書類をご準備ください。

収入金額とは

- 給与所得者の場合には、給料などのうち、源泉徴収された所得税や社会保険料等を差し引く前の支払金額
- 個人事業主（自営業・農業など）の場合には、売上金・雑収入など
- 不動産貸付（貸家や駐車場など）の場合には、家賃・地代など
- 生命保険契約等に基づいて支払いを受ける返戻金・個人年金など

必要経費とは

- 必要経費とは、収入を得るために要した費用のことで、以下のようなものがあります。
- 事業や貸付不動産などに要した費用で、家事・住宅部分を含まないもの
 - 支払いを受けた返戻金・個人年金に対して支払った保険料・掛金など

所得金額とは

所得金額とは、前年中の収入金額から必要経費などを差し引いた金額をいいます。
前年度からの繰越損失がある場合の書き方は、お問い合わせください。

所得控除とは

所得控除とは、納税者の実情に応じて所得金額から差し引かれる金額をいいます。

申告をしなければならない人（確定申告を提出した人、又は収入が給与や年金のみの人は、この申告書を提出する必要はありません。）

- 1 営業、農業その他の事業を営んでいた人
- 2 不動産の貸付、売却にかかる収入があった人
- 3 生命保険契約等による一時金や個人年金など、一時所得や雑所得があった人
- 4 上場株式等以外の配当所得があった人
- 5 給与所得者だが、勤務先から給与支払報告書の提出がされなかった人
- 6 雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする人
- 7 恩給、年金受給者で社会保険料等の所得控除を受けようとする人

（注）年金所得者で確定申告不要制度に該当する人でも、市県民税において控除の追加をする場合は、市・県民税の申告は必要です。

※ 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入の人

上記の保険料は、申告された所得額などを基に計算します。保険料を正しく算定するため、加入者の申告をお願いします。

マイナンバー制度の導入に伴い、平成29年度（平成28年分）の申告から、本人と扶養している方等の個人番号の記載が必要となります。
申告書の提出の際には、申告者の個人番号及び身元の確認を行う必要がありますので、個人番号・身元確認書類の原本をお待ちください。

郵送で申告書を提出する場合は、各書類の写しを添付してください。

代理で申告される場合の必要書類等は、市のホームページをご覧ください。市 課税課へお問い合わせください。

申告書の記載例 オモテ

令和6年度分 県民税・市民税 国民健康保険料 介護保険料 申告書				資料番号	
現住所 岩国市今津町一丁目14-51		生活区 送付			
提出者 岩国市長殿		提出者			
1月1日現在の住所 同上		電話番号 0827-29-5054			
提出年月日 年 月 日		フリガナ イワクニ タロウ			
氏名 岩国 太郎		個人番号 123456789012			
		生年月日 昭和25年1月3日 続柄 本人			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除

社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
国民健康保険料	120,000		
介護保険料	45,000		
合 計			

⑮ 生命保険料控除

新生命保険料の計	旧生命保険料の計
30,000	
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
50,000	25,000
介護医療保険料の計	
70,000	

⑯ 地震保険料控除

地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
12,000	20,000

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

⑰ 寡婦控除

⑱ ひとり親控除

⑲ 勤労学生控除

⑳ 障害者控除

フリガナ	イワクニ タロウ	障害区分	特	本人障害の程度	身体1級
氏名	岩国 太郎	障害区分	普		
フリガナ	イワクニ ハナコ	障害区分			
氏名	岩国 花子	障害区分			
フリガナ	イワクニ ヨウコ	障害区分			
氏名	岩国 洋子	障害区分			

㉑ 扶養控除

フリガナ	イワクニ ジロウ	生年月日	平成12年5月3日	同居	続柄	子
氏名	岩国 次郎	生年月日	平成12年5月3日	同居	続柄	子
フリガナ	イワクニ ハナコ	生年月日	大正13年8月10日	同居	続柄	母
氏名	岩国 花子	生年月日	大正13年8月10日	同居	続柄	母
フリガナ		生年月日			続柄	
氏名		生年月日			続柄	
フリガナ		生年月日			続柄	
氏名		生年月日			続柄	

㉒ 扶養控除

フリガナ	イワクニ サブロー	生年月日	平成20年11月9日	同居	続柄	子
氏名	岩国 三郎	生年月日	平成20年11月9日	同居	続柄	子
フリガナ		生年月日			続柄	
氏名		生年月日			続柄	
フリガナ		生年月日			続柄	
氏名		生年月日			続柄	

㉓ 扶養親族

特定	一般	扶養	障害者	配偶者
1	1	1	1	1

㉔ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額

㉕ 医療費控除

支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
150,000	20,000

※市確認欄

身元	番号	代理

※裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

・現住所
現在の住所を記入してください

・1月1日現在の住所
令和6年1月1日現在の住所を記入してください。
現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

・氏名、フリガナ
申告者の氏名とフリガナを記入してください。

・生年月日
申告者の生年月日を記入してください。

・提出者
申告者と提出者が異なるとき、提出者の氏名を記入してください。

・電話番号
ご自宅の電話番号、または携帯電話番号を記入してください。

・個人番号
マイナンバーカードや通知カードなどをもとに、申告者のマイナンバーを記入してください。

・提出年月日

4～5ページの ㉔所得の種類(1 収入金額、2 所得金額)を参照しながら記入してください。

事業所得(営業等・農業)や不動産所得がある方は、「令和5年分収支内訳書」を作成してください。

5～7ページの ㉔所得控除(3.4 所得から差し引かれる金額)を参照しながら記入してください。

給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合は、どちらか選択してください。

2

申告書の記載例 ウラ

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日給	勤務 日数	月収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合 計			
法人番号又は 所 在 地			
勤務先名			
電話番号			

○所得の内訳(源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料	㈱岩国	1,000,000	
給与	給料	イワクニ(有)	850,000	
雑	公的年金等	厚生労働大臣	1,900,000	
一時	満期	岩国西郵便局	3,500,000	

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	専従者控除額	青色申告 特別控除額

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
終身年金	岩国郵便局	400,000	150,000

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期					イ
	長期					ロ
一 時		3,500,000	2,200,000	1,300,000	500,000	ハ 800,000
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右の二の金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。				ニ 合計 イ＋[(ロ＋ハ)×1/2]		400,000

11 事業専従者に関する事項

1	フリガナ 氏名	続柄	生年 月日	専従者給与 (控除)額
	個人 番号		従事 月数	
2	フリガナ 氏名	続柄	生年 月日	専従者給与 (控除)額
	個人 番号		従事 月数	
3	フリガナ 氏名	続柄	生年 月日	専従者給与 (控除)額
	個人 番号		従事 月数	
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし	合計額(人)	

12 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	
住所地の共同募金会、日赤文庫分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

13 別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ 氏名	個人 番号	住所	国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
2	フリガナ 氏名	個人 番号	住所	国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
3	フリガナ 氏名	個人 番号	住所	国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払

14 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年 月日	特別障害者に 該当する場合	別居の場合 の住所
氏名				
個人番号				

前年中に所得のなかった方

1	誰かに扶養されていた。又は仕送り等で生活していた。 扶養者等の住所	4	生活保護を受けていた。
		5	預貯金で生活していた。
	氏名 続柄	6	学生であった。 学校名
2	児童扶養手当、雇用保険、労災手当等で生活していた。	7	その他(生活状況を具体的に記入してください)
3	遺族年金、障害年金で生活していた。		

6 給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で源泉徴収票のない人は記入してください。

11 事業専従者控除に関する事項

白色事業専従者の場合、事業専従者1人について、次の①、②いずれか少ない方の金額が、事業収入金額から控除されます。
①配偶者の場合:86万円 配偶者以外の場合:50万円
②(事業所得など)÷(事業専従者の数+1)

12 寄附金に関する事項

次の1～3に当てはまる寄附金をした場合に税額控除(基本控除)の対象となります。
基本控除: (「寄附金」と「総所得金額等の30%」のいずれか低い方-2,000円)×10%
1.都道府県、市区町村に対する寄附金(特例控除対象)⇒「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」欄へ記入。
基本控除と合わせて特別控除も税額控除に加算されます。
⇒特例控除=(寄附金-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) ※市・県民税所得割額の2割が限度
2.共同募金会山口県支部、日本赤十字社山口県支部・都道府県、市区町村(特例控除対象外)に対する寄附金
⇒「住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」欄へ記入。
3.「山口県の条例」で指定した法人等に対する寄附金⇒「条例指定分」へ記入。 ※詳しくは県のHPをご覧ください。

13 別居の扶養親族等に関する事項

控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者のうち、別居している人の氏名・個人番号・住所を記入してください。
※30歳以上70歳未満の国外居住親族について、扶養控除の適用を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類に加え、留学ビザ等書類、障害者手帳、38万円以上の送金が確認できる書類などの提出又は提示が必要になりました。詳しくは市のHP「令和6年度税制改正について」ページをご確認ください。

所得の内訳を記入してください。

・給与収入(申告書オモテの力欄に記載)
1,000,000+850,000=1,850,000
・公的年金等の雑所得の収入(申告書オモテのキ欄に記載)
1,900,000
・一時所得の収入(申告書ウラの10に記載)
3,500,000

・営業等所得

収入:申告書オモテのア欄に記載
所得:申告書オモテの①欄に記載
・農業所得
収入:申告書オモテのイ欄に記載
所得:申告書オモテの②欄に記載
・不動産所得
収入:申告書オモテのウ欄に記載
所得:申告書オモテの③欄に記載
・配当所得
収入:申告書オモテのオ欄に記載
所得:申告書オモテの⑤欄に記載

雑所得の欄には、業務に係る雑所得とその他雑所得の収入金額・必要経費をそれぞれ記入し、
収入金額
⇒申告書オモテのクまたはケ欄に記載
収入金額－必要経費
⇒申告書オモテの⑧または⑨欄に記載

総合譲渡・一時所得の欄には、収入金額・必要経費をそれぞれ記入し、
左のイ:申告書オモテのコ欄に記載
左のロ:申告書オモテのサ欄に記載
左のハ:申告書オモテのシ欄に記載
左のニ:申告書オモテの⑩欄に記載
※特別控除額について
差引金額がマイナスの場合、特別控除額は0円です。特別控除額は総合譲渡と一時でそれぞれ50万円、総合譲渡は短期・長期あわせて50万円までです。

給与等の収入金額が850万円を超える方で、次のア～ウのいずれかに当てはまる場合は、その方の氏名・続柄・生年月日・その他該当する事項を記入してください。
ア.本人が特別障害に該当する
イ.23歳未満の扶養親族がいる
ウ.同一生計配偶者または扶養親族が特別障害に該当する
※記入された方は「別紙」にある【所得金額調整控除】の計算を参照してください。

前年中に所得のなかった方は、該当する生活状況に○をし、1,6または7に該当する方は必要事項を記入してください。

◎所得の種類(1 収入金額、2 所得金額)

事業所得(営業等・農業) 申告書のア、イ、①及び②欄

事業所得のうち、営業等所得とは、販売業、製造業、飲食業、建設業その他サービス業、自由職業(作家、医師、弁護士、外交員、職業野球選手など)又は畜産業、漁業などの農業以外の事業から生ずる所得のことです。

事業所得のうち、農業所得とは、米、野菜などの生産又は農家が兼営する、家畜などの育成、採卵若しくは酪農品の生産などから生ずる所得のことです。

○収入金額－必要経費＝事業所得の金額

ア、イ

①、②

不動産所得 申告書のウ及び③欄

地代や家賃など不動産の貸付けから生ずる所得のことです。

○収入金額－必要経費(固定資産税や減価償却費など)＝不動産所得の金額

ウ

③

利子所得 申告書のエ及び④欄

預貯金の利子などによる所得のことです。源泉分離課税の利子の申告は必要ありません。

○収入金額＝所得金額

エ

④

配当所得 申告書のオ及び⑤欄

法人から受ける剰余金の配当などによる所得のことです。特別徴収されている場合は申告は必要ありません。

○収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子＝配当所得の金額

オ

⑤

給与所得 申告書のカ及び⑥欄

給料、賃金、賞与などの性質を有する給与に係る所得のことです。給与所得の金額は、次の表により計算します。

収入金額【A】(申告書:カ)	所得金額(申告書:⑥)
～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	【A】－ 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	【B】× 0.6 ＋ 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	【B】× 0.7 ～ 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	【B】× 0.8 ～ 440,000
6,660,000 ～ 8,499,999	【A】× 0.9 ～ 1,100,000
8,500,000 ～	【A】 ～ 1,950,000
【B】＝[(A÷4000)小数点以下切り捨て]×4000	

[計算例]

給与収入金額【A】の金額が1,850,000円の場合

①1,850,000÷4,000＝462.5

②462.5円の小数点以下切り捨て→462

③462×4,000＝1,848,000→【B】

④1,848,000×0.7－80,000＝1,213,600

給与所得の金額 ⇒ 1,213,600円

[所得金額調整控除]の計算

次の(1)から(2)に当てはまる場合は、給与所得から所得金額調整控除を控除します。

(1)給与等の収入金額が850万円超で、次のアからウのいずれかに当てはまる場合

ア.本人が特別障害者に該当する イ.23歳未満の扶養親族がいる ウ.同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する

所得金額調整控除＝(※給与収入金額－8,500,000)×10%

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円とします。

(2)給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除＝(※給与所得控除後の給与等の金額＋※公的年金等に係る雑所得の金額)－100,000

※それぞれ10万円を超える場合は10万円とします。

雑所得

雑所得の金額は、[公的年金等の雑所得]と[業務に係る雑所得]、[その他の雑所得]に分けて計算します。
国民年金、厚生年金などの[公的年金等の雑所得](ただし遺族年金、障害年金など非課税のものは除く)、作家以外の方の原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入にあたる[業務に係る雑所得]、郵便局等の個人年金、互助年金など他の所得に当てはまらない[その他の雑所得]を合わせた所得のことです。

[公的年金等の雑所得]の計算: 申告書のキ及び⑦欄

○令和5年12月31日現在で年齢が65歳未満の方は次の表で計算します。

収入金額【A】(申告書:キ)	所得金額(申告書:⑦)
～ 1,299,999	【A】 － 600,000
1,300,000 ～ 4,099,999	【A】×0.75 － 275,000
4,100,000 ～ 7,699,999	【A】×0.85 － 685,000
7,700,000 ～ 9,999,999	【A】×0.95 － 1,455,000
10,000,000 ～	【A】 － 1,955,000

○令和5年12月31日現在で年齢が65歳以上の方は次の表で計算します。

収入金額【A】(申告書:キ)	所得金額(申告書:⑦)	〔計算例〕
～ 3,299,999	【A】 － 1,100,000	令和5年12月31日現在で65歳以上の方の公的年金等の
3,300,000 ～ 4,099,999	【A】×0.75 － 275,000	収入金額【A】が1,900,000円の場合
4,100,000 ～ 7,699,999	【A】×0.85 － 685,000	1,900,000－1,100,000＝800,000
7,700,000 ～ 9,999,999	【A】×0.95 － 1,455,000	公的年金等の雑所得の金額 ⇒ 800,000円(申告書の⑦欄に記入)
10,000,000 ～	【A】 － 1,955,000	

○公的年金等の収入以外の合計所得金額が1,000万円超の場合、上記表で計算後、下記のとおり計算します。
公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下 ⇒ 所得金額【B】+100,000＝公的年金等の雑所得の金額
公的年金等以外の合計所得金額が2,000万円超 ⇒ 所得金額【B】+200,000＝公的年金等の雑所得の金額

[業務に係る雑所得]と[その他の雑所得]の計算: 申告書のク、ケ及び⑧、⑨欄

○収入金額－必要経費＝所得金額

ク、ケ ⑧、⑨

総合課税の譲渡所得

申告書のコ、サ及び⑪欄

土地、建物、株式などの分離課税以外の、機械、貴金属、権利等の資産を譲渡したことによる所得のことです。
譲渡した資産の保有期間が5年以内のものを[短期譲渡所得]、5年を超えるものを[長期譲渡所得]といいます。

○譲渡収入－必要経費－※特別控除額＝譲渡所得の金額 ※特別控除の額は短期譲渡所得、長期譲渡所得あわせて50万円です。

コ、サ ⑪

長期譲渡所得の課税について・・・長期譲渡所得の場合、課税対象となるのは譲渡所得の1/2後の額です。

一時所得

申告書のシ及び⑪欄

法人から贈与を受けた金品、競馬・競輪の払戻金、懸賞当せん金、生命保険契約等に基づく満期返戻金などの所得のことです。

○一時収入－必要経費－※特別控除額＝一時所得の金額 ※特別控除の額は最高50万円です。

シ

一時所得の課税について・・・一時所得の課税対象となるのは一時所得の1/2後の額です。

また、同時に長期譲渡所得がある場合は、長期譲渡所得と一時所得を合計したものの1/2後の額です。

〔計算例〕 収入金額が3,500,000円、必要経費の金額2,200,000円の場合

3,500,000－2,200,000＝1,300,000 ⇒ 1,300,000－500,000＝800,000(申告書のシ欄に記入)

800,000×1/2＝400,000 ⇒ 400,000(申告書の⑪欄に記入)

所得金額の合計

申告書の⑫欄

申告書の所得金額の合計⑫欄に申告書の①から⑥欄および⑩欄⑪欄に記載した金額の合計額を書きます。

◎所得控除(3.4 所得から差し引かれる金額)

社会保険料控除

申告書の⑬欄

申告者本人や同一生計の親族が負担することになっている国民健康保険料(税)、介護保険料、国民年金保険料、任意継続にかかる健康保険料などで、申告者本人が支払った保険料がある場合に控除されます。申告の際には保険料を支払った証明書類が必要です。

※同一生計の親族が受け取る年金から天引きされている国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、本人以外の控除にはできません。また、口座振替により保険料を支払った場合には、口座名義人の控除の対象となります。

小規模企業共済等掛金控除 申告書の⑭欄

小規模企業共済や個人型確定拠出年金などに加入され、掛金を支払った場合に控除されます。

生命保険料控除 申告書の⑮欄

一般生命保険、個人年金、介護医療保険についての保険料を支払った場合に控除されます。

①旧契約(平成23年12月31日以前の契約)		②新契約(平成24年1月1日以降の契約)	
15,000以下	全額	12,000以下	全額
15,001～40,000	支払金額×1/2+7,500	12,001～32,000	支払金額×1/2+6,000
40,001～70,000	支払金額×1/4+17,500	32,001～56,000	支払金額×1/4+14,000
70,000超	35,000	56,000超	28,000

①旧契約に係る生命保険料や個人年金保険料を支払った場合(両方を支払った場合は合計額(上限額70,000円))

②新契約に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合
(各種にわたり支払った場合は合計額(上限額70,000円))

※旧契約と新契約の保険料を支払った場合は新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額
(各保険料の上限額28,000円、全体の上限額70,000円)

地震保険料控除 申告書の⑯欄

地震保険や旧長期損害保険契約について支払った保険料がある場合に控除されます。
地震保険と経過措置のある旧長期契約が付帯してある場合は、いずれか一方のみ選択してください。
※旧長期契約(平成18年12月までに契約した保険で、契約期間が10年以上かつ満期返戻金等があるもの)

	支払金額(円)	控除額(円)	[計算例] ＜契約A＞長期損害保険料の金額が20,000円と＜契約B＞地震保険料の金額が12,000円の場合 契約Aについては②の算式により10,000円、 契約Bについては①の算式により12,000円×1/2＝6,000円 地震保険料控除の金額は16,000円になります。
①地震保険料	50,000以下	支払金額×1/2	
	50,000超	25,000	
②旧長期損害保険料	5,000以下	全額	
	5,001～15,000	支払金額×1/2+2,500	
	15,000超	10,000	
①、②両方ある場合		①の算式+②の算式(最高25,000)	

寡婦・ひとり親控除 申告書の⑰⑱欄

○寡婦控除 次のいずれかに該当する場合、控除額26万円

1. 夫と死別(離婚)した後再婚していない方で、生計を一にする子以外の扶養親族(総所得金額等48万円以下)を有する方
また、合計所得金額が500万円以下の方

2. 夫と死別した後再婚していない方で、合計所得金額が500万円以下の方

○ひとり親控除 控除額30万円

配偶者がおらず、扶養親族である子を有する方で、合計所得金額が500万円以下の方

※住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外です。

勤労学生控除 申告書の⑲欄

学生、生徒又は児童で、事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得があり、合計所得金額が75万円以下で、その他の所得が10万円を超えない場合に、26万円が控除されます。

※在学証明書、学生証その他学校等からの証明書を申告時に提示してください。

障害者控除 申告書の⑳欄

申告者本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者手帳等を有している場合に、控除されます。

1人につき …26万円

特別障害者 …30万円(同居特別障害者…53万円)

※特別障害者 …身体障害者手帳1・2級の人、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人

原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けた人など

※同居特別障害者…申告者本人や同一生計配偶者、同一生計の親族のいずれかと同居している方

※扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても障害者控除は適用されます。

※証明書類となる障害者手帳や療育手帳等を申告時に提示してください。

配偶者控除 申告書の㉑欄

申告者本人に控除対象配偶者がいる場合に、控除されます。

配偶者の合計所得		納税義務者の合計所得金額		
		9,000,000以下	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
配偶者控除額				
480,000以下	一般	330,000	220,000	110,000
	老人	380,000	260,000	130,000

※老人…令和5年12月31日現在70歳以上の配偶者である場合

※納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除を受けることができません。

※同一生計配偶者…令和5年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)現在、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である人。

※控除対象配偶者…同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者。

※事実婚の配偶者又は、青色事業専従者でその青色事業専従者給与を受ける人及び事業専従者は除かれ、配偶者控除と配偶者特別控除を同時に適用することはできません。

配偶者特別控除

申告書の②欄

納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合に控除されます。

※事実婚の配偶者又は、青色事業専従者でその青色事業専従者給与を受ける人及び事業専従者は除かれます。また、配偶者控除と配偶者特別控除を同時に適用することはできません。

配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得金額		
	9,000,000以下	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
	配偶者特別控除額		
480,001 ～ 1,000,000	330,000	220,000	110,000
1,000,001 ～ 1,050,000	310,000	210,000	110,000
1,050,001 ～ 1,100,000	260,000	180,000	90,000
1,100,001 ～ 1,150,000	210,000	140,000	70,000
1,150,001 ～ 1,200,000	160,000	110,000	60,000
1,200,001 ～ 1,250,000	110,000	80,000	40,000
1,250,001 ～ 1,300,000	60,000	40,000	20,000
1,300,001 ～ 1,330,000	30,000	20,000	10,000
1,330,001以上	—	—	—

扶養控除

申告書の③欄

申告者本人に扶養親族がある場合には、所定の金額が控除されます。

※扶養親族とは、前年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、

申告者と生計を一にする親族（配偶者を除く）等で、合計所得金額が48万円以下の方です。

なお、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び事業専従者は除かれます。

[控除額]控除額は、次のとおりです。

・特定扶養親族 1人について……………45万円

（特定扶養親族とは、扶養親族のうち令和5年12月31日現在に年齢19歳以上23歳未満の人のこと。）

・老人扶養親族 1人について……………38万円

（老人扶養親族とは、扶養親族のうち令和5年12月31日現在に年齢70歳以上の人のこと。）

・同居老親等扶養親族 1人について……………45万円

（同居老親等とは、老人扶養親族のうち申告者本人や配偶者の直系尊属で、申告者本人や配偶者との同居を常としている人のこと。）

・年少扶養親族 について…………… 0万円

（年少扶養親族とは、扶養親族のうち令和5年12月31日現在に年齢16歳未満の人のこと。

申告書③欄の下の「16歳未満の扶養親族」欄に記入して下さい。）

・上記以外の扶養親族 1人について……………33万円

基礎控除

申告書の④欄

前年の合計所得金額が2,500万円超の場合は控除を受けることができません。

合計所得金額	24,000,000以下	24,000,001～24,500,000	24,500,001～25,000,000
控除額	430,000	290,000	150,000

雑損控除

申告書の⑥欄

住宅や家財について災害又は盗難若しくは横領による損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に控除されます。

雑損控除は次の①、②いずれか多い方の金額が控除されます。

①（損失額－保険金等による補てん額）－総所得金額等の合計額の10%

②災害関連支出の金額－5万円

医療費控除

申告書の⑦欄

申告者本人や同一生計の親族の医療費、療養等のための医薬品の購入費などを支払った場合に控除されます。

（控除額は200万円が限度。）※明細書を添付し、領収書は自宅で5年間保存してください。

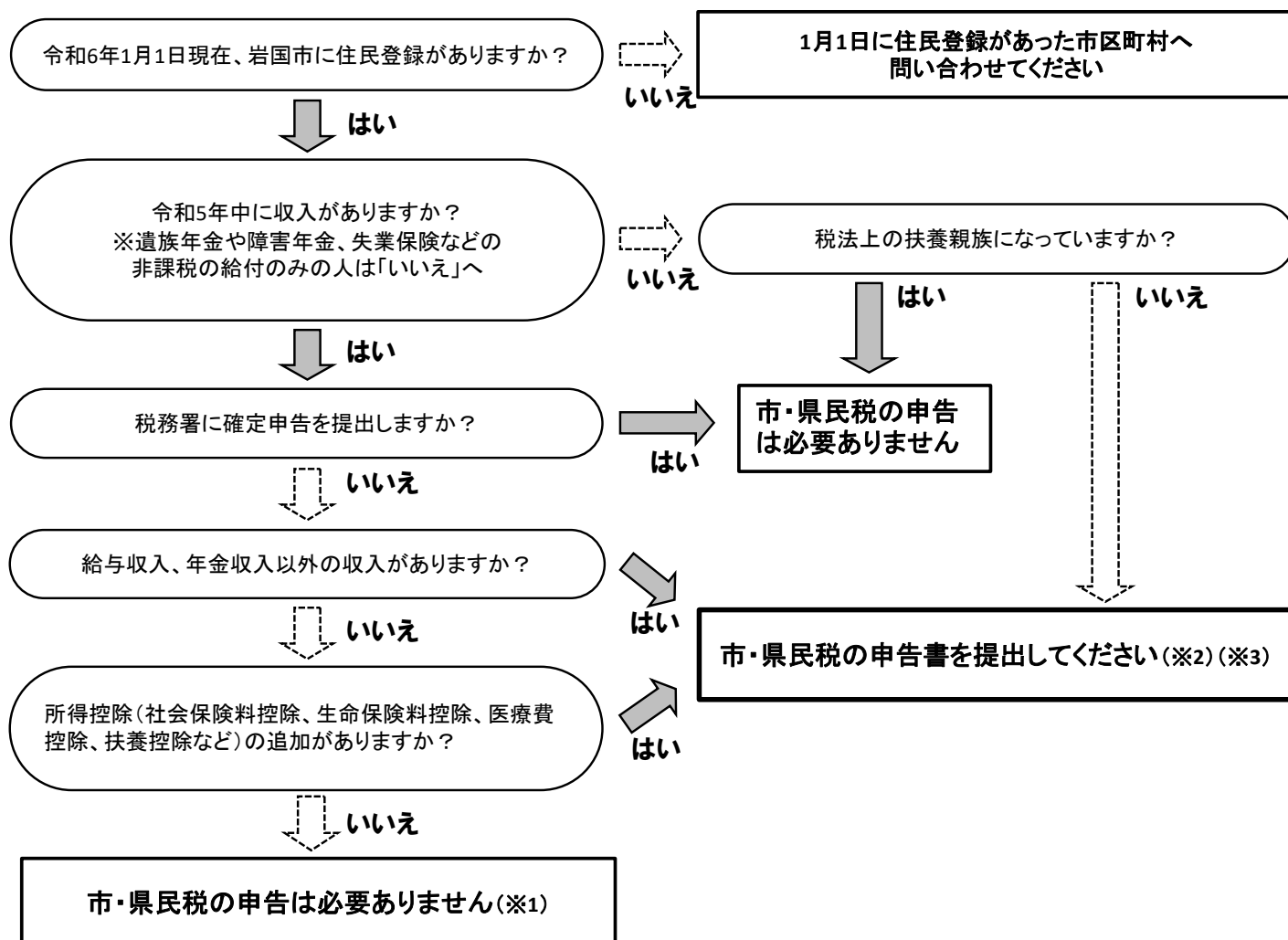
支払った医療費の額	－	保険金等で補てんされる金額	－	100,000円 又は 総所得金額等の合計額の5% いずれか少ない金額	=	医療費控除
-----------	---	---------------	---	--	---	-------

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の場合は、医療費控除欄の「区分」に1を記入してください。

（対象医薬品の購入金額－補てんされる金額）－1万2千円＝医療費控除（控除上限額8万8千円）

本特例の適用を受ける場合は、現行の医療費控除の適用を受けることができません。

～ 市・県民税の申告が必要か確かめてみましょう ～



(※1)

給与支払報告書(源泉徴収票)に記載されている社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除などの変更、または控除の追加など勤務先で行う年末調整の内容から変更がある場合は申告が必要です。

(※2)

令和5年中に収入がなかった人でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人、所得証明書などの所得や課税の証明が必要な人は、市・県民税の申告が必要です。

(※3)

収入が公的年金のみの場合、令和5年12月31日現在の年齢が
・65歳以上で令和5年中の公的年金収入が151.5万円以下の人
・65歳未満で令和5年中の公的年金収入が101.5万円以下の人 は申告の必要はありません。
また、年金の源泉徴収票に記載されている控除に変更がない人も申告の必要はありません。

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号				
岩 国 市 課 税 課 市 民 税 務 班	0 8 2 7	- 2 9	- 5 0 5 4	
由 宇 総 合 支 所 市 民 福 祉 課 市 民 税 務 班	0 8 2 7	- 6 3	- 1 1 1 2	
周 東 総 合 支 所 市 民 福 祉 課 市 民 税 務 班	0 8 2 7	- 8 4	- 1 1 1 2	
玖 珂 支 所 市 民 税 務 班	0 8 2 7	- 8 2	- 2 5 1 1	
錦 総 合 支 所 市 民 福 祉 課 市 民 税 務 班	0 8 2 7	- 7 2	- 2 1 1 2	
美 川 支 所 市 民 福 祉 班	0 8 2 7	- 7 6	- 0 3 1 1	
美 和 総 合 支 所 市 民 福 祉 課 市 民 税 務 班	0 8 2 7	- 9 6	- 1 1 1 3	
本 郷 支 所 市 民 福 祉 班	0 8 2 7	- 7 5	- 2 5 8 2	